

## 社会福祉法人麗沢会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除や健康確保に関する事項など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●令和2年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

●令和2年 4月～ 相談窓口の設置について社員への周知